

⑥ 薬物乱用を取り締まる法律

薬物乱用は、法律で厳しく処罰されます。たとえ薬物を使用しなくても持っているだけで処罰されることもあります。

【MDMA】

麻薬及び
向精神薬取締法

懲役7年

【覚醒剤】

覚せい剤取締法

懲役10年

【大麻】

大麻取締法

懲役5年

【指定薬物】

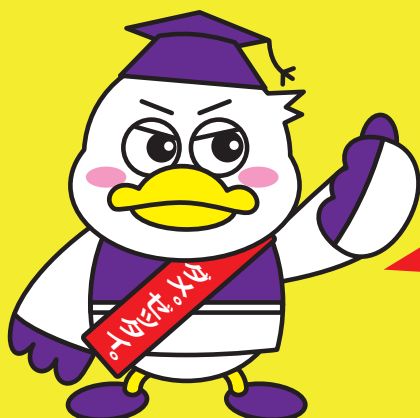
医薬品
医療機器等法

懲役3年

【シンナー等】

毒物及び
劇物取締法

懲役1年



営利を目的とする販売などは、
さらに厳しい罰則があるぞ！